

## ◎部会長

それでは、まず議題1の人権侵害情報への対応について事務局から説明をお願いします。

## ●事務局

それでは、議題の1につきまして、事務局よりご説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。こちらに改正条例と指針の概要をまとめております。(1)が改正条例の概要で括弧2が指針の概要となっております。続きまして2ページをご覧ください。こちらに削除要請、説示・助言を行う際の対応フローを参考としてお示ししております。資料の上半分が、特定の個人に関する侵害情報の処理フロー、下半分が特定の個人で構成される集団あるいは府内の特定の地域に関する侵害情報の処理フローとなっております。次に3ページをご覧ください。今年度、大阪府が実施した削除要請の実績をお示ししております。まず1つ目の■、同和地区の識別情報の摘示に関する動画として、府内市町村から2件の情報提供がありました。いずれも削除要請の対象となる情報と判断し、大阪法務局への通報及びプロバイダへの削除要請を実施しております。2件とも現時点で現存しておりまして、プロバイダからの連絡はないという状況です。次に2つ目の■、集団に対する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが疑われるものとして、大阪府のインターネットトラブルの専門相談窓口ネットハーモニーから82件の通報がありました。いずれも同一の相談者がネットハーモニーにヘイトスピーチじゃないかということで、情報提供を行ったものです。大阪府では、この82件のうち23件を削除要請の対象となる情報と判断し、プロバイダへの削除要請と、大阪法務局への通報を実施しました。このうち1件については、大阪府庁の情報セキュリティ対策により、府庁内の職員端末から当該サイトにアクセスできなかったため、削除要請を実施しておりません。現時点で23件とも現存しており、うち7件については、プロバイダから、ポリシーに違反しないとの連絡をメールで受けております。また大阪府ではこの82件のうち11件について、不当な差別的言動ではあるものの、規模の大きな集団等に対するものであることから、削除要請の対象とはならない情報と判断し、この11件のうち10件について、プロバイダへの情報提供を実施しました。1件については、情報提供実施時点で、プロバイダにより、削除済みでした。こちらは現時点で10件とも現存しており、うち6件についてはプロバイダから、ポリシーに違反しないとの連絡をメールで受けております。次に3つ目の■、被害者からの申出によるものは0件でした。最後に4つ目の■、過去案件の再要請についてです。39件について再要請の手続きに着手しましたが、訴訟が提起されたため、現在手続きを見合わせ中です。よって実績としては0件となっております。次に4ページをご覧ください。こちらに昨年度までの実績をまとめております。大阪府では、平成29年度からいわゆる同和地区の識別情報の摘示について、大阪法務局への通報を実施しています。また令和3年度から賤称語や蔑称、侮蔑的表現を用いた悪質な部落差別、及びヘイトスピーチを削除要請の対象に追加し、プロバイダ等への削除要請を実施しております。ここに記載のある件数の全てが部落差別に係るものであり、うち5件はヘイトスピーチの疑いにも該当するものでした。次に5ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました集団に対する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが疑われるものとしてネットハーモニーから通報があった82件の処理についてご説明いたし

ます。まず①のプロバイダへの削除要請を実施した書き込みの例をご覧ください。■の伏字部分は、府内の特定の地域で、特定の駅周辺など、構成員たる特定個人の権利侵害を認識できる規模の集団をさしています。●の伏字部分は共通の属性をさしております。資料にございます、書き込み例に記載の表現について、不当な差別的言動と判断し、削除要請を実施しております。次に②のプロバイダへの情報提供を実施した書き込みの例をご覧ください。■の伏字部分は、府内の特定の地域を指しますが、先ほどとは異なり、市町村や行政区など集団の規模が広く構成員が極めて多数に及ぶものを指しています。●の伏字部分は共通の属性を指しております。資料にある書き込み例に記載の表現について、不当な差別的言動ではあるものの、差別的言動の対象とされた集団の規模が広く、当該集団に属する自然人が極めて多数に及ぶことから、条例第2条第1号の侵害情報であることが明らかであるとはいえないと判断しました。一方プロバイダには、自社の契約約款等に基づく自主的な対応を行うことが社会的に期待されていることから、プロバイダへの情報提供を実施しました。次に6ページの③プロバイダへの削除要請、又は情報提供が必要と認められなかった案件についてです。資料に記載の書き込み例をご覧ください。上段に記載の表現につきまして、いわゆる不当な差別的言動とまでは言い切れないと判断をいたしました。書き込み例の下段に記載の表現につきましては、特定の個人に対する誹謗中傷であり、当該個人からの被害の申出を必要とするところ、本件は、当該個人からの申出ではないため削除要請、情報提供の対象とはしませんでした。次に7ページの④をご覧ください。削除要請、情報提供を行った結果についてです。情報提供を行う予定であった1件の書き込みについては、情報提供実施時点で既にプロバイダにより削除されておりました。この1件を除き、書き込みは現存しており、うち一部の書き込みについて、プロバイダからポリシーに違反しないとの回答がありました。書き込み例については、資料に記載のとおりです。次に8ページをご覧ください。説示・助言の実施状況です。上から3つ目の・のところですが、今年度削除要請を行い、なお現存している案件については、発信者の氏名、住所、電話番号等が明らかではなく、プラットフォーム上のダイレクトメッセージ機能も利用できないことから、説示・助言を実施できない状況です。現在実施に向け、ダイレクトメッセージ機能を利用可能にする方策等を検討しているところです。下の囲み部分をご覧ください。当該プロバイダには、発信者の書き込みに対してコメントをする機能があり、これを利用すれば、ダイレクトメールによらずとも説示・助言を実施できますが、一方でこれを実施すると、結果的に行政指導の内容を広く一般に公表することになるため、実施できないものと考えています。事務局からの説明は以上です。

## ◎部会長

はい、ありがとうございます。それではただいまの事務局からの説明についてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

## ○委員

いくつかコメントないし質問をさせていただきます。まず一つ目は資料1の3ページ、①の2つ目の■のところ、括弧書きがついておりまして、大阪府庁の情報セキュリティ対策によりサイト

にアクセスできず、削除要請をしていないと書かれています。これは恐らく、公務ですので、大阪府のネットワークを使って対象となるウェブサイトなどにアクセスをしようとしたところ、当該webサイトのセキュリティの安全性が低いということで、府庁のネットワークの対策から接続できないと、そういうことを言っているのではないかと思います。通常の公務において、こういったセキュリティの低いサイトへアクセスするということはあまりないでしょうから、それはそれでそういった対策をとられることは結構だと思いますが、本件の職務については、やはりそのサイトに何が書かれているかということを確認して、それが条例および指針の要件に該当しているかどうかを判断した上で必要な対策をとることが求められている。それ自体が公務の内容になるわけですので、セキュリティ対策の事情からそれができないということは、条例で必要となる職務、公務ができないということになりますので、セキュリティ対策というご事情は分かるんですけども、ちょっとそのままというのはどうなのというふうに思ったところでもあります。こういったものについては対応ができないということになってしまうと、セキュリティの低いところに書き込めば、事実上条例の適用を免れることにもなりかねないわけです。この点は、何らかの解決策を見つけていただきたいと思ったところです。それから、これは単純な制度について質問なんですけれども、少し前回の部会の開催から時間が経っておりますため、おさらいも兼ねてということになるのですが、規模の大きな集団に対するものについては削除要請の対象にならないので情報提供を実施したというふうに書かれています。削除要請については条例の第12条に根拠規定があるということだと思うんですけども、この情報提供というのは根拠規定が特にないと、事実上の行政指導として行っているという理解でよかったのかというのが質問です。それから、この規模の大きな集団ってところが、資料の5ページに関わってくるのだと思うんですけども、①が削除要請を実施した書込み例、②が情報提供を実施した書込み例、がそれぞれ載っております。削除要請の方は、■で伏字になっている部分が、府内の特定の地域を指している。②の情報提供の方は、それが市町村や行政区など集団の規模が広く構成員が極めて多数に及ぶものを指しているということで、集団の規模とか広さによって削除要請か情報提供かが分かれてくるということなのだと思います。それは確かに、条例第12条に府内の特定の地域に関する文言がありますし、それを受けて昨年度策定されました指針の方にも、そのような記述になっているわけですので、現在の適用・運用としてこういうふうに切り分けるというのは、それはそれで基準に則ったやり方なのだと思いますが、ただ直感的に考えて、行政区と言いますと大阪市の何とか区というのを指すんだと思うんですけども、そこに住んでいる、例えば特定の属性を持つ外国人などの方々に向けて、いわゆるヘイトスピーチのような言動をするということと、特定の駅の名前を示して駅周辺に住んでいる特定の外国の方々を名指ししてヘイトスピーチにあたる言動をするということが正直、実質的に、どれほど区別できるのかなというのは、疑問にも思うところでもあります。どちらも、名指しされた被害者に対する権利侵害と申しますか感情の侵害、社会的評価の侵害などは生じているというふうにも言えるわけで、その規模が大きくなると、削除要請の対象から外れるという、そういう運用が本当にそれでいいのかということとは将来的な、今後の課題として、ちょっと考えていく必要があるのかなというふうなことを感じました。先ほど申しましたとおり、これは条例の規定にも由来することですの

で、もしそういったことを見直すとすれば条例改正まで視野に入ってきてしまい、この部会だけで結論が出る問題ではもちろんないのですけれども、ただこの指針を作って、運用を始めたというところですので、そういうところまで視野に入れて、今後のあり方を検討していく必要があるのかなと、問題提起として、一言申し上げます。それから、次が最後になりますけれども、特定の個人を名指しした言動については、個人からの申出が必要であるというご説明があったかと思います。資料の6ページに説明が載っているかと思います。これもすみません、詳細を十分に理解できていないということなので、制度の質問をさせていただきたいのですが、これも条例第12条によりますと、当該侵害情報による被害者からの申出があったとき、という文言があって、それに対応しているのだと思うのですが、この特定個人を名指しした言動については申出が必要であると。申出がなければ、削除要請の対象にならないというところまで、この条文から読めるのかなということをやっと気になりましたので、特定個人が名指しした言動については当該個人からの申出が必要であるということの根拠をご説明いただければというのが最後の質問です。質問は2つ申し上げました。繰り返しますと、削除要請と情報提供についての根拠の違いというのが1つ目、2つ目が今申し上げた、特定個人を名指しした言動について当該被害者からの申出が必要であることの理由ということになります。

#### ◎部会長

ありがとうございます。それでは今の〇〇委員のご意見、ご質問について、まずは、規模の大きな集団に対しての言動については、削除要請の対象にならないため、情報提供という形で行ったことの根拠について、事務局からご回答いただけますか。

#### ●事務局

情報提供については、特に条例・指針の方には根拠がなく、元々規模の大きな集団ですので、構成員の個々人の人格権の侵害とまでは言えない情報であるというところで削除要請はできないのですけれども、あくまでプロバイダが規定しているルールに則ってプロバイダに自主的な対応を求めるところで、これは行政指導ではなくて、あくまで情報提供というところで、実施しております。プロバイダへの情報提供の際にも、これは行政指導ではありません、ということを明記した上で情報をお渡ししているというようなところで、特段、条例あるいは指針に基づく削除要請というわけではなくて、純粹に情報提供として実施をしているものです。

#### ◎部会長

それでは、もう一点の質問ですけれども、特定の個人を名指しした言動については本人からの申出を要するという点で、削除要請の対象から外したという点についてですけれども、条例第12条との関連において、どのような解釈が行われたかという点について、事務局の方から回答をお願いします。

## ●事務局

こちらにつきましては、基本的に被害者からの申出ということで条例にも書かせていただいているのですが、指針の方にも資料2ページのところになります。被害者自身がプロバイダに対して侵害情報の削除要請を行っても削除がなされないなど、被害者自身での被害の拡大防止・回復を図ることが困難になった場合には府に求めるというふうに規定が書かれています。基本的には個人の侵害を受けたところについて、府が代わって削除要請を行っていくという考えのもとで、この根拠規定として、現在対応させていただいているという状況です。それと、何点か委員からご発言いただいた点について、特にセキュリティの部分につきましては、この間私ども、情報セキュリティ担当部局とも何度も話をまいりました。ただ確かに委員おっしゃるとおり、この部分というのは条例的に適用除外となっているわけではありませんので、今回の議論を踏まえまして再度、情報の担当部局とも協議をさせていただいて、何とか対応できるように努力をしていきたいと考えております。それから、集団の規模のところですが、特定の駅と行政区の部分で、あまり差異がないのではないかとこの部分でございますけれども、これは昨年度の部会の方でも一定ご議論いただいたところだと思います。我々としましても、例えば平成4年5月に国の方で取りまとめましたインターネット上の誹謗中傷を巡る法的問題に関する有識者取りまとめの中でも、〇〇市、〇〇地区の〇〇人といった程度に集団の規模が限定されていれば、名誉感情の人格権の侵害を認めることができると考えられる、と書かれているというところもございまして、今回部会の中でもご議論いただいたと思いますけれども、ここをベースに今回指針を取りまとめさせていただいたところでございます。ただ我々も今回このヘイトスピーチに関する削除要請を今回初めて条例に基づいて実施している部分がございます。今後事例を積み上げながら、この範囲については引き続き検討していきたいというふうにも考えているところでございます。今後、この部会を通じてご議論させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## ◎部会長

この点、今の回答について、〇〇委員から何かご意見はありますか。

## ○委員

質問の2つ目で伺いました特定個人からの申出があったとき、昨年度の部会の議論も思い出しつつ、条例の条文の文言に照らしてもう1回確認させていただきたいのですが、特定個人により構成される集団、又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、これこれ、こういうことができるというふうに規定してあります。このうち被害者からの申出があったときというのは、特定の個人に係る侵害情報があった場合ということでよろしいでしょうか。

## ●事務局

そのとおりです。

## ○委員

はい。他の2つのカテゴリーすなわち、当該個人により構成される集団と、それから府内の特定の地域に関する不当な差別的言動については、被害者個人からの申出がなくても、ネットハーモニー等に寄せられた通報に基づいて対応できるという理解でよろしいでしょうか。

## ●事務局

そのとおりです。その他必要があると認めるときというところがこれに該当すると。条文上の理解ではそうなります。

## ○委員

ただですね、この条文から、個人の場合には被害者からの申出が必要であり、それ以外の場合には必要ないのだということがちょっと論理的に読めるかということ、そうではないのかなというふうなところはちょっと気になりました。指針の方も必ずしも、情報の広がりに応じて発動される要件を違えているというふうに書かれているわけでもないのかなという感じがいたしますので、ちょっとこの辺りの被害者からの申出がどういう場合に必要なのかという要件をもう1回整理いただくと良いのかなと。場合によっては特定個人に関するものであったとしても、当該被害者の申出がなくても、通報等を通じて現認されればこの第12条の要件を満たすということもあり得るのかなというふうに思いましたので、コメントとして指摘させていただきます。

## ◎部会長

この点は、今後の課題という形でもよろしいでしょうか。○○委員、お願いします。

## ○委員

今議論されている2点目について、私の認識としましても、特定の個人に対して、例えば特に被害者の方が対応したけれども、困難があって特に府に対応を求める場合、というのが議論になったのは、不当な差別的言動以外の誹謗中傷、プライバシーの侵害の問題であったのではなかったかと思えます。不当な差別的言動については、集団にかかるものであったとしても、あるいは特定の個人にかかるものであったとしても、削除要請等の対象にするという形で第12条に規定されたと理解しておりました。ですので、○○委員の方からもありましたけれども、この条文を見る限りにおいては不当な差別的言動に関わる侵害情報については、特定の個人であれ、特定の個人により構成される集団であれ、また府内の特定の地域に関するものであれ、被害者から申出があったとき、あるいはその他必要な場合、要するに通報等によって現認した場合には、要請の対象になると読めるのではないのでしょうか。また第12条においては、要請と通報が、どのような場合に区別されるのかという判断基準もありません。その点も含めてやはり、なぜ特定の個人に対するものである、ということだけで、それが不当な差別的言動であるにもかかわらず、要請の対象にならないのか、あ

るいは少なくとも侵害情報の通報の対象にもならないのかということについて腑に落ちません。この文言からは、やや実務的な対応との間に齟齬を感じましたので、私からも質問したいと考えていたところです。

#### ◎部会長

この点について〇〇委員何かご意見ございますか。

#### ○委員

条例第12条の解釈については委員がおっしゃっているように私も読めるなどと思ひまして、当該侵害情報の被害者からの申出があった、その他必要があると認めるときは、という文言に関しては、被害者からの申出が必ずしも必要と条例は言っていないなどと思ひていました。民事上の裁判では、人格権に基づく削除請求というのが基本ですから、その本人個人がどう考えているのかわっているのは一つの要素であるのかもしれないですが、明らかに誰が見てもこれは不当な侵害、要するに差別的言動ですとか、明らかに強烈な暴言、いわゆる事実を摘示するのではなく、誹謗中傷のような、あるいは罵倒するような言動とかの場合には、本人からの申出を必ずしも必要としない運用というのもありうるのではないかと私も思ひます。

#### ◎部会長

この点につきましては、まずアクションをどう起こすのかということですが、今〇〇委員の発言にもありますように、有識者会議では、民事においては本人が本来的には侵害の救済を図っていくものであるところに行政が関わるということから、その観点から、ここでは本人からの申出であり、また一旦削除要請を本人がした上で、言動の内容を検討して、行政が介入するとういう進め方であったかと思ひれます。したがって本人から何らのアクションもない、申出がないにも関わらず、行政が独自の判断のみで介入するとういうことの問題点が指摘されていたのではないかと思ひます。ただ、今後の検討として、この集団に対する言動と個人に対する言動等の取り扱いの差異があるとうことは確かですので、今後の検討課題としてさせていただくとうことでよろしいでしょうか。

#### ○委員

有識者会議の議論がどうであったかは明確に記憶はしていませんが、その時に問題になったのは、当初の府の提案が誹謗中傷全般について個人に向けられたものであったとしても削除要請の対象としたいとうことがあった中で、誹謗中傷の定義については第2条の中に書かれていますけれども、その中には誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動の3つのカテゴリーがあり、これらの侵害情報のうち、府としては、不当な差別的言動に関しては、特定の個人に対するものであったとしても、個人がそもそも加害者に申出をしにくいこと、また不当な差別的言動そのものを許さないとう姿勢から、特にその点についてはここで取り上げるとうことになったと理解をし

ております。ですので、本来個人が対応すべきであるというのは、恐らくここでの誹謗中傷のうち、名誉毀損、プライバシー侵害に関する個人の侵害情報が出た場合については、基本的に本人が個人の人格権の侵害であるという形で、個人で対応できるものであるし、すべきものだということが前提にあって、そこに行政が介入する必要はないという発想があったのだと思います。不当な差別的言動については、あえて別の対応をするということで取り出しているということですので、この第12条の規定からは、不当な差別的言動と認定された以上は、被害者からの申出の有無によってその後の対応を変えるという規定にはなっていないのではないかと思います。

### ◎部会長

それでは、条例第12条の解釈との関係、また有識者会議の方での議論も整理をした上で今回の課題としてご議論いただくことにし、一旦情報を整理させていただければと思います。

### ○委員

○○委員の1点目の話で、今後の課題、将来の方針として、委員の発言に賛成するところです。現在の運用として、5ページのところに、プロバイダへの情報提供を実施というところ、以下の例については、不当な差別的言動と判断したが、集団の規模が広いので、条例第2条第1号の侵害情報であることが明らかであるとはいえない、というのがとても分かりにくいように思いました。要は、不当な差別的言動の定義も第2条第1号にあり、その不当な差別的言動自体が侵害情報の1つであるということなので、不当な差別的言動と判断したが侵害情報であることが明らかでないというのは、どういうことなのか。条文自体がこの侵害情報に該当するかどうかを規模によって区別するような体裁にはなっていないこともあり、その違いによってこのような対応の違いが出てくると、第12条は適用されるのだけれども、その中で対応が違うところがあるということについて分かりにくい面があるのではないかと思います。いずれも特定の地域であることは明らかですので、それにもかかわらず、なぜそこで区別が可能なのかというのが、運用上、やはり分かりにくいのではないかと思います。国の有識者会議の、それが損害賠償の対象なのか、不法行為の対象になるのか、というところで、例えばそれが集団の規模が大きくなると個人への人格権侵害に基づく具体的な損害が発生したのかということが認識しにくいであるとか、損害と権利侵害との因果関係が認めにくいということがあるので、例えば不法行為が成立するかという問題については、集団の規模は重要になる側面があるのはたしかだと思います。その反面、この場合、そういった不法行為訴訟を提起することが困難な規模の集団に対する不当な差別的言動があるからこそ、そこを行政がこういった削除要請等の指導をするということなのであるならば、むしろ明確に大阪府内の特定の地域が挙げられているにも関わらず、対象とならないということで切るということは、この条例を作った意義との関係でどう整理するのか、問題になるのではないかと思います。

### ◎部会長

今の点、○○委員の質問にありました、不当な差別的言動と判断したのだけれども侵害情報には

ならないところにやや矛盾があるのではないかということについて、事務局の方から説明をいただければと思います。

### ●事務局

はい。これも昨年の部会でもご議論いただいたと思うのですが、答申の中においても、ここはちょっと議論がいろいろあったのかも分かりませんが、集団の規模が一定以上大きい場合については、裁判例等を踏まえ、不法行為の話も入ってくるのだらうと思いますけれども、特定の個人の名誉感情の影響が抽象的なものになるということで、直ちに条例第12条による侵害情報があることが明らかであるということは難しいという形で整理をさせていただいたと認識をしているところでございます。それに基づいて今回、こういう対応をさせていただいたのですけれども、今ちょっと、色々ご意見を賜っておりますので、もう少し事務局の方でも、整理をさせていただきたいと考えているところです。

### ◎部会長

この点ですね、〇〇委員のご意見では、不法行為が成立するか否かの基準ではなく、いずれにしても権利の侵害というものが条文の文言になっていることからすると、規模に関わらず、侵害が認められる場合には削除要請等の対象になり得るということでしょうか。

### ○委員

今回、問題として挙げていただいているのが府内の特定の地域、市町村、行政区ということだったので、これであれば、いずれの場合でも対象になるのではないかと。実際にその通報があったということですし、当事者の立場に立ってみれば、たとえ規模が大きいとはいえ、特定の市町村や行政区が対象となっているということから、そこに居住する等、関係者の方々にとってみれば一定の心理的負担を感じた恐れは十分にあるのではないかと、そのような趣旨です。

### ◎部会長

この点についてご意見いかがですか。

### ○委員

〇〇委員の発言にもあるのかもしれないんですけども、元々、条例第2条の第1号で、誹謗中傷等という定義の中に不当な差別的言動、いわゆる人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、そういった言動を不当な差別的言動と言っているんですけど、それによって権利を侵害する情報のことを侵害情報と言うと。先ほどの事務局の説明は、不当な差別的言動には該当するけれども、侵害情報には該当しない場合がある。それは要するに、いわゆる特定の地域というのが広ければ広がるほど、その個人の権利侵害の程度が小さくなるので、それは侵害情報に該当しない可能性があるのだというふうなご説明だ

と理解したのですが、私の感覚は、有識者会議のときからも同じようなことを言っているのですけれども、不当な差別的言動というのはいわゆる個人に対する害悪というよりは、集団の特定属性に対する害悪なので、人権侵害の程度というのは集団の規模が大きくなっても特定の範囲でも、あまり変わらないのではないかという感覚を私は持っています。大阪府がどういうふうにならぬといった差別的言動というのを抑制していくのかというところの観点でいうと、先ほど〇〇委員もおっしゃったのですが、個人の人格権という、要するに個人の権利、人格権に基づく削除請求というのは、割とその個人、特定の個人に固有の名誉毀損ですとか、プライバシー侵害とかに関しては削除請求というのは容易なのですが、個人が属する集団、例えば特定の民族とか、特定の地域に居住しているというだけで、削除請求が必ず認められるかというところというわけでもないで、行政が役割を果たさなければいけないところというものが、その特定の地域が広範な場合でも、役割を果たさなければいけないというふうな要素というのが広がるんじゃないかなと思ってまして、名誉毀損とかプライバシー侵害とか、そういった個人にフォーカスされるようなものに関するもの、あるいは、集団でも、その個別のある特定の事実を一応押さえて、批判的に議論されるようなものといわゆる不当な差別的言動というのは切り分けて考えていいんじゃないかなと私も思っています。

### ◎部会長

この点について、確かに不法行為が成立しているという条件は条例に無くそのような文言にはなっていないわけですが、自治体も公権力機関ですから、独自の判断によって、この表現内容は問題があるのだと、対象の者達の権利侵害はそれほどないけれどもあってはならない表現であるので削除すべきだと、それを要請するのだということについては、表現の自由の観点からすると、慎重さが求められるかと思えます。今の社会状況において、インターネット上のこういった表現行為について、やはり何らかの改善に向かわせる必要があるということは確かではありますが、他方で、憲法の観点からすると、行政府が表現内容の良し悪しを判断して、対応に積極的に臨んでいくことが望ましいのかというのは、また別途考える必要があるのではないかなと思えます。今の集団の規模について、恐らく事務局としましては、権利侵害を受けている対象者の輪郭が分かる程度の地域ということに限定してこれまで処理いただいているのだと思えます。それを何何区というようなことで、その区にはもしかしたら10ぐらいの該当するような地域があり、その10のどこか分からないかもしれないのですが、そういう場合でも対象にしていくのかというような点については、確かに双方の観点からのご意見があると思えますが、この点、前回の方針をまとめる際の議論も整理いただいて、一旦時間をあけて検討させていただくということによろしいでしょうか。

### ○委員

表現の自由の観点につきまして、公権力による抑制については慎重に、という部会長のご発言には全く同意いたします。その上で、やはり規模によって、表現の自由に対する抑制の中身が変わってくるのかということも考える必要があるのかなと。例えば、特定の駅名を挙げて〇〇駅周辺に住んでいる××国人は全員犯罪者だ、みたいな言動と、大阪の〇〇区に住んでいる住民のうちの××国

人は全員犯罪者だという言動を比べた時に、表現の自由の観点からは駅の方が保護されなければ、〇〇区の方も保護されないのかなとも思います。それに対して例えば、外国人に地方参政権を付与するなどもってのほかだ、みたいな言動は、聞く人によってはちょっと嫌な思いを抱くかもしれませんが、政治的意見の発言であるとして表現の自由の範囲内だと見ることも可能であるのかなと。だから、公権力の抑制という観点からは規模に着目をするということがもちろん重要であり、それが大阪府の条例においては明文で規定されているので、当然これは要素にはなるんですが、他方で表現内容というものについても、と言うか、規模が変わっても、表現内容の観点からは保護の程度はほぼ同じであるということもあるんじゃないかと思いました。

### ◎部会長

この集団を対象とした差別的言動の削除要請については、一つのメルクマールとして規模というところがあり、ただ規模だけではなく内容の観点もありうるのであろうということですね。事務局の方で、どのような場合が、これまでの判例の中でもあるのかもしれませんが、どのようなものが考えられるのかということについても可能な限りで整理していただければと思います。

### ○委員

関連する内容なのでもう1点、質問させていただきます。今回、削除要請に該当する、しないという判断にあたっては、極めて抑制的に運営されていると言えると思うのですが、先ほどからの議論で、規模より内容の方が問題ではないか、というのはまさにそのとおりかと思います。そこで、むしろ運営されていく中で、内容面で該当するかどうかということについて、議論になったとか、判断が難しかったものがあれば、そういった問題をむしろ教えていただけないかなと思います。あるいはどこでそういったものを判断していくのかという問題もあるのかと思うのですが、そういった情報もいただけたらと思いました。今回はなかったのかもしれませんが。

### ◎部会長

事務局からいかがでしょうか。

### ●事務局

今回、80数件の内容についてかなり局内でも議論をさせていただいて、一応判断をさせていただいたところがあります。確かに、今回初めて条例に基づいて削除要請をしたということもありますので、内容によってはちょっと微妙に分かれるようなところもありましたけれども、ある程度類型化は、今回はできたのかなと考えております。今後こういうものがあればこの部会でも、情報提供させていただきながら、ご意見とご助言を賜りたいと考えております。

### ◎部会長

ありがとうございます。

## ○委員

ちょっと今までと話が変わるんですが、8ページの最後の四角のところなんですけれども、条例第13条に基づいて、表現者に対して説示・助言を実施する場合の方法についてだと思んですけども、本来、ダイレクトメッセージなどその表現者個人に対してのみ通知されるような機能を用いて説示・助言を実施するということが想定されているところ、この最後の四角で記されている、コメント機能を使うことも考えられるかについて、それは結果的に行政指導の内容を広く一般に公表することになるため実施できないものと考えているとまとめられています。私はこのまとめに賛成です。というのは、やはり広く一般が見ることができるとコメント機能において、行政指導というものをいたしますと、当該その書き込みの内容が、差別的言動あるいは侵害情報に当たると、行政が考えているということが、その周りの人、関係ない人にも知られてしまうと。そのこと自体が表現者の社会的評価を低下させることにつながったり、またひいては表現の自由に対する不当な抑制につながったりということが考えられますので、やはりこれについては慎重になって、基本的にはやめた方がいいだろうと。説示・助言をする際には、基本的に当該表現者のみが、読むことができるダイレクトメッセージなり、住所・氏名などが分かっていたらもちろん郵便などで送るとというのが常道でしょうけれども、そうでなくても、メールやメッセージ機能を使うのが良いのではないかと思いましたので、その点、意見として述べさせていただきます。

## ◎部会長

この点につきまして、ほかにご意見等ありますか。それではコメント欄を利用した説示・助言については、〇〇委員のような意見があったという記録をお願いします。議題1について、私から1点事務局に質問をさせていただきます。これは手続きの問題についてですけども、説示・助言をする際の段取りと申しますか、進め方に関することですけど、条例の第13条では、削除請求をしても削除されない場合には、説示・助言に進んでいくということですが、第13条のところでは、削除されない場合で、その後、当該侵害情報を発信し又は拡散したものが明らかであり、必要があると認めるときはという条件がありまして、つまり、侵害情報が削除されない場合は全て説示・助言の対象になるという形にはなっていないように思うのですが、そのような理解でよろしいですか。つまり削除請求をして削除されない状況にある場合に次のステップとして説示・助言に移ることになりますが、説示・助言の対象になる言動というのは、削除されないもの全てではなく、必要があると認めるときはとあるので、削除要請をしても削除されず、なおそれでも必要があるものに限って説示・助言を行うというものかと思ひまして。

## ●事務局

基本的には、説示・助言はこの事務フローのところでありますように、基本的に削除されなく、例えば個人であれば個人からの申出、意思表示を要件としているところです。その侵害情報の内容とか、被害の状況も鑑みてやはり大阪府として説示・助言を行うことが相当であると認められ

るときというのが、必要があると認めるときというふうに考えております。

◎部会長

ということは、府として、侵害情報であるため削除請求を行う対象になるという判断があり、さらに次のステップでその中でも特に説示・助言が必要なものかという、2段階の必要性の判断がなされるということでしょうか。

●事務局

はい。総合的に判断してという形になります。

◎部会長

総合的というか、まず侵害情報だということで削除請求に移ります。その後削除されない状況である複数のうち特にこれについては説示・助言が必要だと次のステップでもう一つ必要性、説示・助言の必要性、相当性の判断がもう一段階としてなされるわけですね。

●事務局

そういうことです。

◎部会長

ありがとうございます。

●事務局

追加ですけれども、これも指針に書かせていただいておりますけれども、被害者の方の求め、それがもう一段階いるということです。削除要請は求めますよと。しかしながら、説示・助言まではちょっと、相手方さんに言うのはやめてというのがあった場合に、説示・助言も私は求めているんですという被害者の方の求めというのも1つあるのかなと。

◎部会長

ありがとうございます。ほかに何か議題1についてありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の議題に移りたいと思います。議題2としまして相談支援の実施についてまずは事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは議題の2につきましてご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。昨年11月に大阪府が開設をいたしましたインターネットトラブルの専門相談窓口ネットハーモニーの今年7月までの件数の実績をお示ししております。太枠のところをご覧ください。相談開設日数は224

日でした。その右の新規受付件数、こちらは相談案件ベースの数字ですけれども、こちらが 289 件、その右の延べ受付件数、こちらは相談を受け付けた延べ件数で 537 件、その右の延べ対応件数、こちらは内部対応も含めたトータルの件数で 600 件でございました。次に 2 ページをご覧ください。主な相談の内容と対応についてです。こちらの内容は、参考資料 6 の年次統計分析報告書から抜粋をしており、誹謗中傷の被害者からの相談や加害者間の相談、障がい者差別に係る相談、違法有害情報に係る相談、ネット上のつきまとい行為に関する相談などがございました。次に 3 ページをご覧ください。特徴的な事例についてです。こちらの内容も参考資料 6 から抜粋をしております。未成年のネットトラブルに関する相談や、ハンドルネームを用いたアカウントに対する誹謗中傷等についての相談、加害者の立場からの相談、インターネット掲示板への書き込みについての相談がありました。次に 4 ページをご覧ください。ネットハーモニーでは相談内容により、相談者を弁護士や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家や、様々な課題に取り組む当事者団体、支援団体等につなぐ専門家相談を実施しております。これまで計 4 件の弁護士相談を実施しております、その主な概要を 2 件挙げております。最後に 5 ページをご覧ください。ネットハーモニーの周知の取組についてです。大阪府のホームページや専用のポータルサイトでの周知の他、ポスターの配布府立高校の各生徒に配付されている情報端末による周知、LINE や Google での Web 広告の配信による周知チラシの配架などを行っております。ネットハーモニーについては、相談件数が若干想定よりも伸び悩んでおりまして、府としても、窓口の周知が課題であるという認識をしております。事務局からの説明は以上です。

#### ◎部会長

ありがとうございます。それでは、議題 2 について委員の皆様からご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

(発言なし)

#### ◎部会長

まだ始まって間もないというところもあるかと思いますが、今後の動向等を見ながら、情報提供をお願いできればと思います。では、議題 2 については以上としまして、議題 3 に移りたいと思います。教育啓発の実施について事務局の方から説明をお願いします。

#### ●事務局

それでは議題の 3 につきまして、説明いたします。資料 3 をご覧ください。教育啓発の実施状況についてです。府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、教育・啓発の取組を実施しております。まず、ターゲティング広告につきまして、誹謗中傷や差別に繋がりかねない単語を SNS に投稿、検索した利用者に注意喚起のメッセージを表示し、メッセージをクリックした利用者を府の啓発ページへ誘導しております。今年度は X と YouTube に

対して実施をしております。表示回数クリック数については資料に記載のとおりです。次に2の出前講座等についてです。企業向けにつきましては、8月に府内企業35社が一同に会する場で、研修用教材を活用したワークショップを実施しました。学校向けにつきましては、6月から8月にかけて、府内の小中高、専門学校に対し、計12回講義型あるいはワークショップ型の講義を実施しております。その他、府立学校の人権教育研究会や中学生の主張大阪府大会の場等で講義型の講座等を実施しております。次に3のスポーツ組織と連携した啓発活動についてです。インターネット上の人権侵害解消啓発推進月間である11月にプロバスケットボールチーム大阪エヴェッサと連携した啓発活動を実施予定です。その他、令和6年11月中旬に主要駅周辺のデジタルサイネージを活用した啓発動画の放映や、鉄道駅等におけるポスターの掲示チラシの配架等を実施予定です。事務局からの説明は以上です。

### ◎部会長

ありがとうございます。では委員の皆様から、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

### ○委員

1つ伺います。ターゲティング広告というのは、大阪府内限定ということなんですか。

### ●事務局

大阪府内に限定するという形で誹謗中傷や差別に関するワードを入れるとここに誘導していくという形態になっております。

### ○委員

大阪府内からアクセスした場合のみ、ということでしょうか。

### ●事務局

厳密には大阪府に関連する情報ということになっておりまして、それをどこで判断するかという点について、まず一つには、アカウントの方に大阪府で地域情報を登録されているユーザーであったり、あるいはGPS機能等でどこから発信したかですとか、そこに関しては、あくまでもそのプロバイダのアルゴリズムによるということですが、言い方としては大阪府に関連するとプロバイダが認めた情報についてという形になっております。

### ○委員

例えば札幌から大阪の〇〇駅周辺の何か差別用語を書き込んだ場合も対象になる場合もあるということですか。

### ●事務局

はい。内容に大阪府という文言が入っていれば、それはプロバイダによってそういった情報ということで認められる可能性は十分にあり得ます。

○委員

分かりました。

◎部会長

他にご意見等ありますでしょうか。

○委員

資料には、バナーと思われるものが2つ、記載されているのですが、このバナーが表示されるということなのでしょう。それと趣旨として、その投稿、誰かを傷つけてない？というのがキャッチコピーになっています。抑止性という観点で言うと、こういうバナーがいいと思いますが、実際に被害にあっていると、ちょっと悩んでいる方向けの広告バナーっていうのもあってもいいのかなと思いました。

◎部会長

ありがとうございます。○○委員からの質問につきまして、事務局からお願いします。

●事務局

資料に掲載されているものが、実際にインターネットで出ているバナー広告です。

○委員

その投稿、誰かを傷つけない？というような表現になっていますので、これから投稿しようという人に対して、差別的言動に関する投稿というのを抑制する方向には繋がるのかなとは思いますが、これは恐らく、ネットハーモニーへのリンクだと思いますので、実際に悩んでいる方に対する、いわゆる受け入れ用のキャッチコピーのバナーがあってもいいのかなと思います。

◎部会長

いかがでしょうか。バナーの別のバージョンをお願いしたいということですが。

●事務局

今年度は、これで進めさせていただいているというところがありますので、来年度の課題として考えていきたいと思います。

◎部会長

他に教育・啓発についていかがでしょうか。小・中・高校生等について、講義型、ワークショップ型でも教育・啓発を様々な形でされていますが、効果はどのような形で何か見えたりしていますか。

#### ●事務局

実際に、受講者のアンケートもとっておりまして、生徒さんからは非常に勉強になったということで非常に高い満足度が得られております。一定効果があったと考えております。

#### ◎部会長

いろんな種類の手段をとっているのですが、特に効果が高いようなものがあれば教えていただけますか。

#### ●事務局

出前講座は実際に学校の方に出向いて、あるいは現場の方に出向いて受講者の前でお話をさせていただいたり、あるいはワークショップをさせていただいたりというところで、やはり顔が見えるところで直接お話させていただくというところが、我々としても、効果が高いのかなと考えています。実際アンケートでも勉強になったというような反応もいただいておりますので、現場に出向いて、直接語りかけるというような手法が非常に有効ではないかと考えております。

#### ◎部会長

それでは議題3につきましてほかに質問がなければ、続けて、3の報告事項として、情報流通プラットフォーム対処法の概要と国への要望内容について、資料4ですけれども、これについてまずは事務局から説明をお願いします。

#### ●事務局

それでは報告事項につきましてご説明をいたします。資料4の1ページをご覧ください。情報流通プラットフォーム対処法の概要についてです。まず法律の題名が、プロバイダ責任制限法から情報流通プラットフォーム対処法に変更されております。また、インターネットにおける削除に關し、制度化が進んでいない課題への対応といたしまして、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除申出への対応の迅速化と運用状況の透明化が義務付けられております。次に2ページをご覧ください。大阪府が国に対して行った要望についてです。上段につきましては、今回の法改正を受けて、新たに要望した内容です。速やかな侵害情報の削除、専門知識を有する侵害情報調査専門委員の選任、法の対象となる事業者の拡大の3点を要望しております。下段につきましては、従前から要望をしている内容でして、プラットフォーム事業者が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責、サイトブロッキングの実施、第三者機関、人権救済機関の設置の3点を要望しております。事務局からの説明は以上です。

## ◎部会長

ありがとうございます。それではただいまの説明についてご意見、ご質問があればお願いします。

## ○委員

3点目の、国への要望内容について、これらの点は大阪府の人権局の方で独自に検討されて、継続的に出されているものかと思いますが、必ずしもこれまでの有識者会議での見解と一致するものではないというところもあります。改めて議論した上で検討、見直しをすることもあっていいのではないかと思います。第三者機関、人権救済機関の設置は、有識者会議の意見としてもあったと思いますし、またそれを前提として1つ目の賠償責任の免責も関連して出ていたようには思いません。これらに対して、2つ目のサイトブロッキングの実施については、かなりこれ自体が人権侵害の要素もあるといいますか、慎重に検討しなければならない問題ではないかと思います。この点については、これまでの議論の蓄積があり、その上で大阪府としてご判断されているものと思いますが、個人的にはもう一度検討されても良いのではないかと思います。

## ◎部会長

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

## ○委員

サイトブロッキングに関しては、〇〇委員のおっしゃるとおり、慎重な意見が割と多いのも事実で、それが侵害情報等の削除に資するのかもしれないですけども、逆に表現の自由に対する侵害といますか、いわゆる制約がかなり大きな行為であり、私は推し進めるべきという意見ではなく、有識者会議のときに、私はそれを申し上げていたので、ご考慮いただければというところです。

## ◎部会長

ありがとうございます。サイトブロッキングについては、もちろん当部会の対象ではありませんがこのような意見があったという記録をお願いします。

## ●事務局

ありがとうございます。確かに〇〇委員おっしゃるとおり、我々は令和3年からこの要望をさせていただいておりますけれども、今般、情報流通プラットフォーム対処法が新たに出まして、今、政省令を国の方で検討している最中です。我々はそれが出来、実際どういった運用がされていくのかを注視しながら、今、合わせて6つ、国には要望しておりますけれども、新たな検討をしていかなければならないと考えております。そのときにはまた改めて先生方のご意見を伺いながら、考え

ていきたいと思ひます。

◎部会長

ありがとうございました。今後の1つの検討要素としつつ、改めて全体的に見直す際にもまたご検討いただければと思ひます。それでは、以上で議題・報告は全て終わりということですが、この際、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

(発言なし)

◎部会長

では、本日の議題は以上で終了といたします。